

利活用が難しい危険な空き家の

解体費用を助成します！

老朽化などにより周辺に危険を及ぼすおそれがあり、利活用が難しい空き家の解体を促し、跡地の再利用と地域の活性化を図るため、除却費用の一部を補助します。

申込期間：4月21日(月)～5月9日(金)

補助の要件

●補助の対象となる空き家等

以下の要件をすべて満たすもの

- ・事前調査で「不良住宅」と判定された空き家もしくは「特定空家等」に認定された居室を有する建物
- ・1年以上居住その他の使用がないもの
- ・所有権以外の権利がないもの
- ・公共事業の補償の対象となっていないもの

●補助の対象となる方

以下の要件をすべて満たす個人

- ・空き家等の所有者およびその相続人、またはそれらの人から解体の同意を得ている方
- ・市税等の滞納がない方
- ・暴力団関係者でない方

●補助の対象となる工事

以下の要件をすべて満たす工事

- ・対象空き家等の全部を除却するもの（同一敷地内の工作物等をすべて撤去すること）
- ・桐生市内に事業所がある有資格事業者に請け負わせる工事で、対象工事費20万円以上のもの

補助額

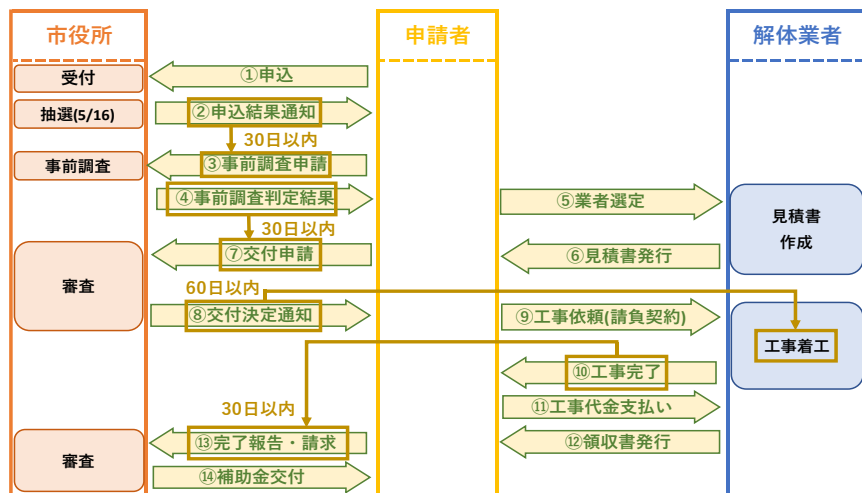
補助対象工事費の4 / 5 以内で上限100万円

※残置物処分や樹木の伐採費用は対象工事費に含めません

●注意事項

- ・過去に本補助金の交付を受けた方はお申込みいただけません。
- ・募集件数は10件程度を予定しています。申込期間内に予算の範囲を超える応募があった場合には抽選となります。
- ・本補助金への申請には、不良住宅に該当するかを判定する事前調査を受ける必要があります。
- ・事前調査判定後30日以内に交付申請書を提出してください。正当な理由なく遅延する場合は次点の方に権利が移行します。
- ・交付決定を受ける前に工事を着手されますと補助の対象になりません。
- ・交付決定の日から60日以内に工事に着手し、完了後30日以内かつ2025年12月末までに完了報告をしてください。
- ・建築物を除却することで、翌年から土地の税金額が増える場合があります。（住宅用地特例が適用されなくなるため）
- ・要綱に違反した場合は、交付決定を取り消し、補助金の返還を命ずる場合があります。

●申請の流れ



お問い合わせ

桐生市役所空き家対策室
空き家対策係（市役所2階）
〒376-8501

群馬県桐生市織姫町1-1

TEL：0277-48-9035

FAX：0277-46-2307

Eメール：akiya@city.kiryu.lg.jp

● 交付申請時提出書類 確認表

○：提出必要
△：必要に応じて提出
－：提出不要

必 要 書 類	空き家所有者	相続人	承諾を得た者	様式・取得先
①補助金交付申請書	○	○	○	様式第3号
②位置図 ※事前調査申請時に提出	－	－	－	任意の様式
③解体前の外観写真 ※事前調査申請時に提出	－	－	－	任意の様式
④解体工事見積書の写し（工事内訳明細が付いたもの）	○	○	○	解体業者
⑤全部事項証明書（未登記の場合は固定資産税評価証明書） ※事前調査申請時に提出	－	－	－	法務局 税務課
⑥所有者の戸籍謄本又は除籍謄本（申請者との関係が分かるもの）	－	○	△	市民課
⑦所有者または相続人全員の同意書	△	△	○	様式第4号
⑧上水道使用証明書等（電気・ガスなども可）	△	△	△	水道局等
⑨申請者の世帯全員の住民票（原本）	○	○	○	居住地の自治体
⑩申請者の世帯全員の完納証明書（学生は学生証のコピー等）	○	○	○	居住地の自治体
⑪紛争等に関する誓約書	△	○	○	様式第5号
⑫空き家等に至った経緯報告書	△	△	△	様式第6号
⑬代行届	△	△	△	様式第8号
⑭解体業者の建設業許可証等の写し	○	○	○	解体業者
⑮土地利用計画書（建物を建築予定の場合は配置図等の図面と併せて）	○	○	○	様式第7号
⑯新築工事請負契約書の写し	－	－	－	建築業者
⑰事前調査判定書または指導書等	○	○	○	空き家対策室

※必要に応じて、この他の書類についても提出を求める場合があります。